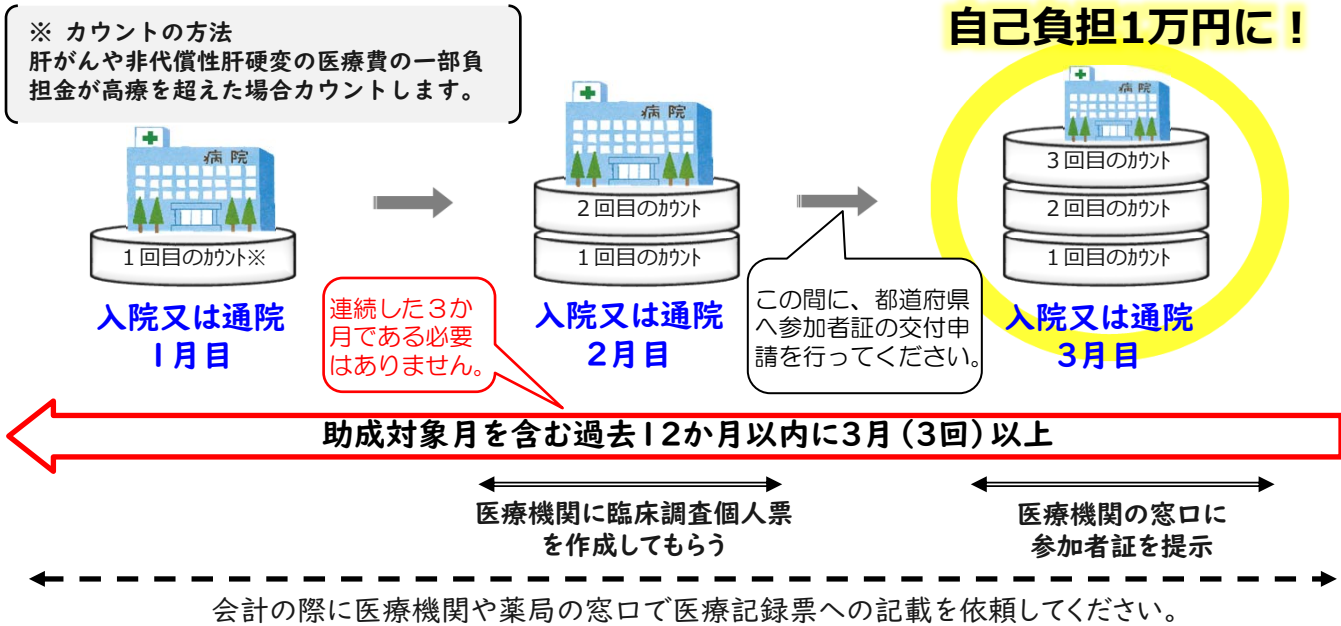


**B型・C型肝炎ウイルスが原因の  
「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、  
治療3月目から助成が受けられます**

◎助成対象となる方

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
  - 年収約370万円以下である。
  - 肝がん・重度肝硬変の入院治療または肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。※「肝動注化学療法」を含む。
  - 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が過去1年間で3月以上ある。
- ⇒高療を超える3月目以降の医療費について、自己負担額が1万円になるよう助成します。

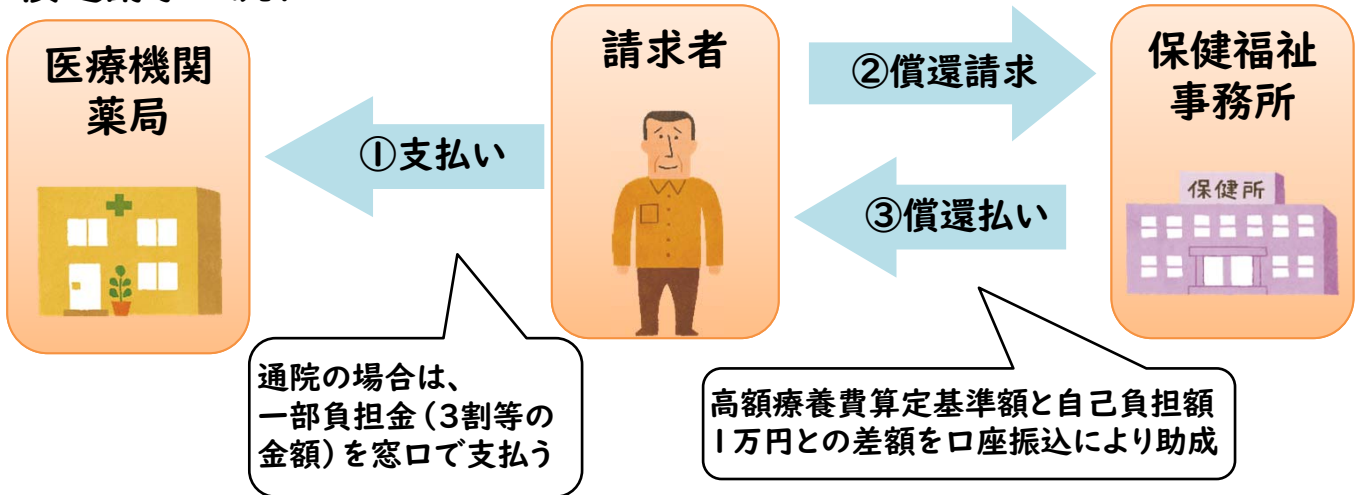


**通院に係る医療費については保健福祉事務所への償還請求が必要です。**

医療費の助成方法	入院の場合	参加者証を窓口で提示すると、自己負担額が1万円となります 参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、保健福祉事務所に償還払い請求をしてください。
	通院の場合	<b>償還払い</b> で自己負担額が1万円となります 窓口では一部負担金を支払い、後日、保健福祉事務所に償還払い請求を行うことで、助成額が口座に振り込まれます。 償還請求の方法は裏面をご確認ください。

# 「償還請求」の手続き

## ◎ 償還請求の流れ



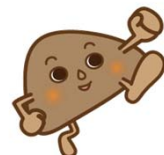
※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者にご確認ください。

## ◎ 償還請求時に提出する書類

<input type="checkbox"/> 医療費償還払い請求書(様式10)
<input type="checkbox"/> 請求者の被保険者証、高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証の写し
<input type="checkbox"/> 参加者証の写し
<input type="checkbox"/> 医療記録票の写し
<input type="checkbox"/> 償還請求の対象月に受診した全ての医療機関、薬局が発行した <b>領収書、診療明細書及び調剤明細書</b>
<input type="checkbox"/> 振込先の口座番号等が確認できる資料(通帳やキャッシュカード)
<input type="checkbox"/> (肝炎治療受給者証をお持ちの方のみ)肝炎治療月額管理票の写し

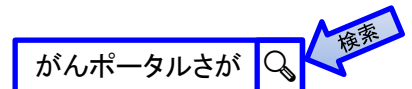
## ◎ 提出先 :

保健福祉事務所	電話番号
佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1905
鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104



©2013 さが県.net

◎ 問合せ先: 佐賀県健康増進課 がん撲滅特別対策室  
TEL0952-25-7491



## 「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

佐賀県や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。助成をするために手数料の振り込みを求めることはありません。